

※町民委員会用検討資料
成案を作成するにあたり、内容変更があります。

案

双葉町 復興まちづくり計画 (第二次)

骨子(案)



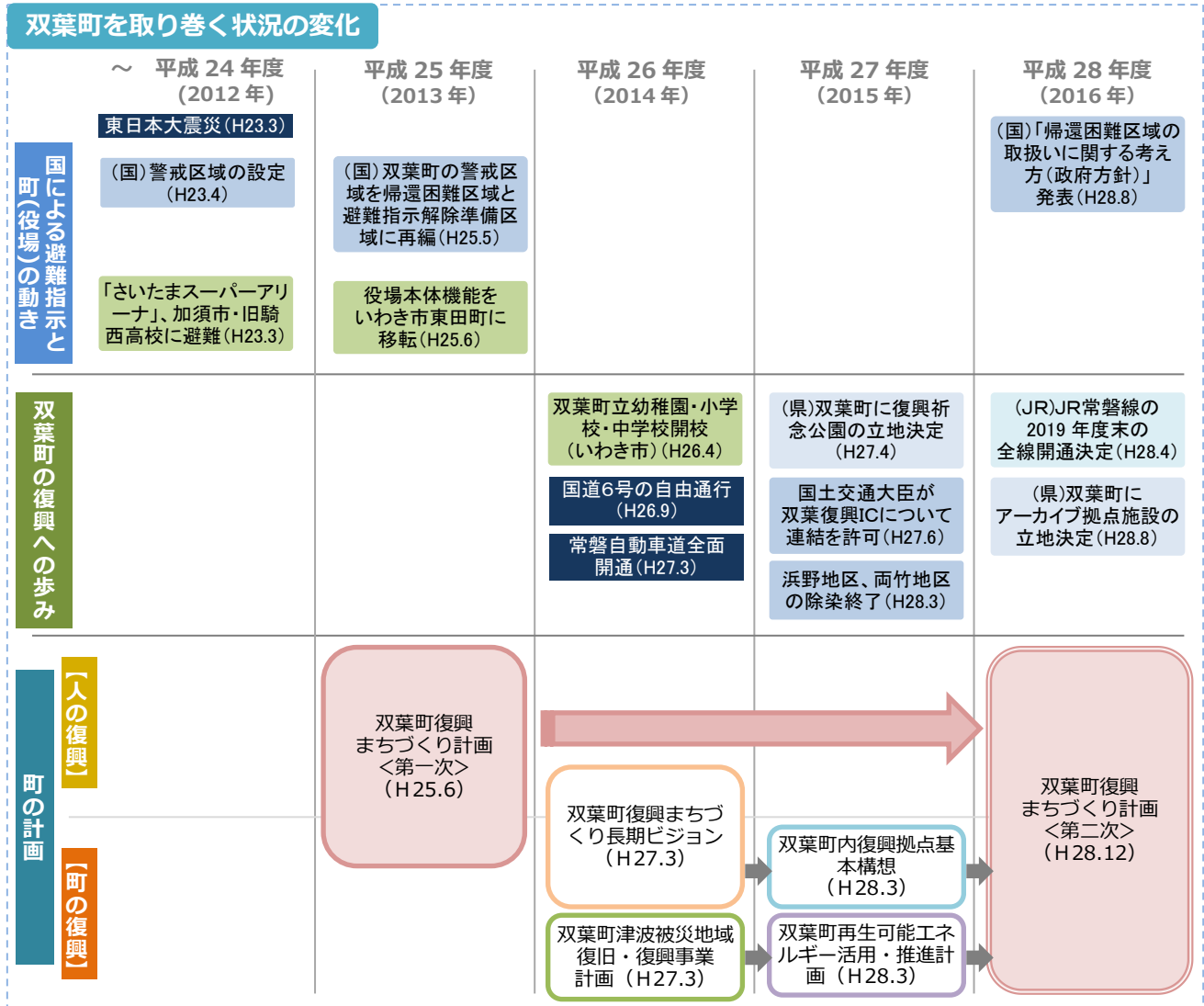
平成28年 月

双葉町

策定の趣旨

双葉町復興まちづくり計画とは？

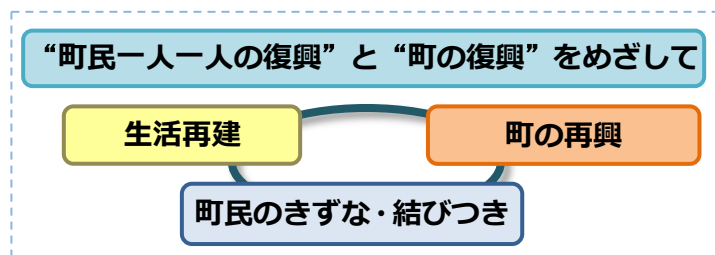
双葉町復興まちづくり計画（第二次）は、双葉町の復興まちづくりや町を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を見直し、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの町民一人一人の生活再建と町の復興に向け、今後5～10年程度かけて町が取り組む施策を明らかにしたものです。



基本目標と基本理念

双葉町の復興まちづくりの2つの基本目標と3つの基本理念

双葉町の復興まちづくりの基本目標である「町民一人一人の生活再建」と「町の復興」を推進するため、「双葉町復興まちづくり計画<第二次>」においても、「町の再興」、「生活再建」及び「町民のきずな・結びつき」の3つの基本理念の下、計画を策定しました。



図：復興まちづくりの基本理念

●多様な立場・考えの相互理解、町民一人一人の選択の尊重

震災から年数が経過する中で、町民の置かれている状況は様々です。町としても、町民一人一人の選択を尊重しながら復興まちづくりを推進します。

●行政と民間との協働による町民の力の結集

双葉町の復興は、行政の力だけでも民間の力だけでも成しえません。行政と民間との協働により町民の力を結集して、町民主体の復興まちづくりを推進します。

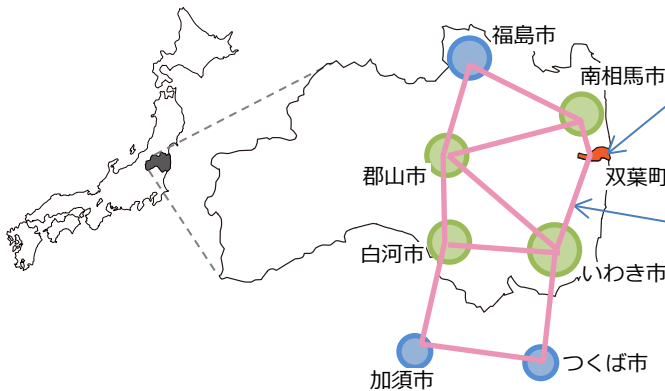
●広域連携による双葉郡の力の結集

本町を含め、双葉郡の復興に向けた取組は今後とも続きます。こうした中、周辺市町村との広域連携を図り、双葉郡の力を結集した復興まちづくりを目指します。

双葉町内・町外の復興

★復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と双葉町の再興です。
★短期・中期・長期に分けて、復興・再興の道のりを示します。

双葉町内・町外における復興の進め方



<町内> 町の復興

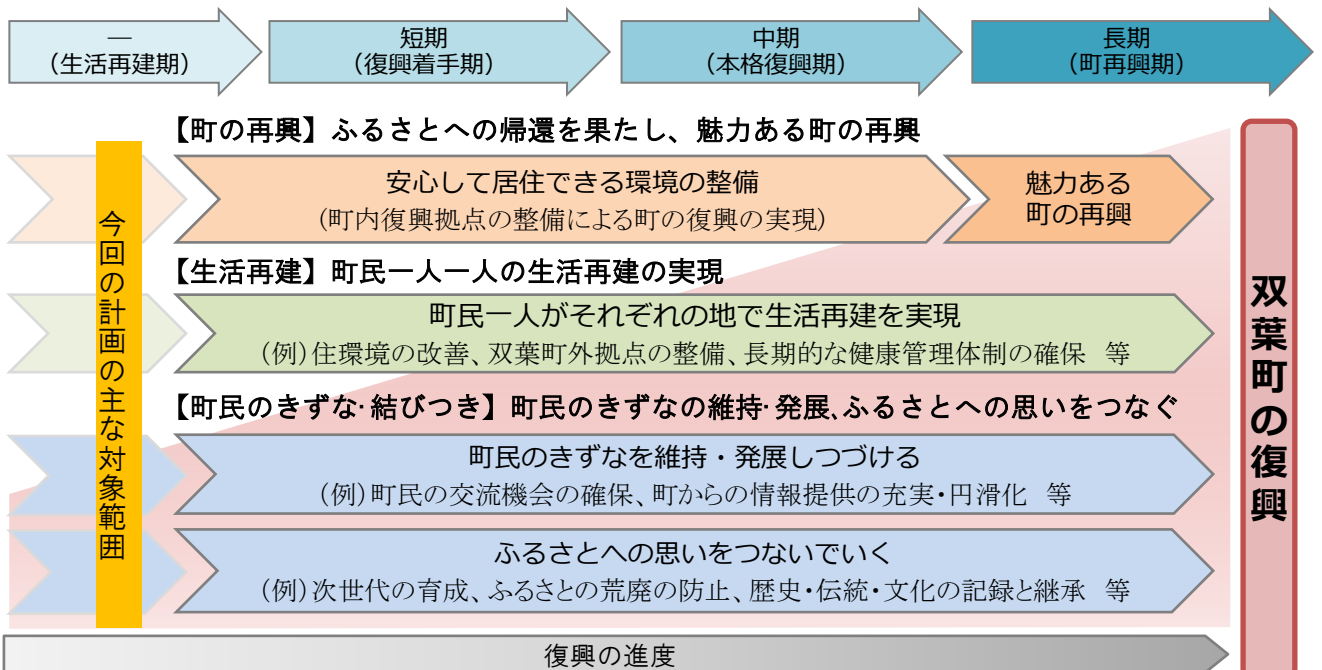
●「町内復興拠点」の整備
線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」を創出するとともに、「既成市街地の再生」を図る。

<町外> 人(町民)の復興

●町外における生活再建の実現
●町民のきずなの維持・発展
●歴史・伝統・文化の継承や双葉町を担う人材育成等の推進

●復興公営住宅(県営)が整備される「双葉町外拠点」
●町民が比較的集まっている他の都市

双葉町の復興・再興への道のり



3つの基本理念である「町の再興」・「生活再建」・「町民のきずな・結びつき」について、具体的な取組を復興町民委員会や若者意見聴取、住民意向調査等を通じて、町民からご意見やアイデアを、専門家からもアドバイスを頂きながらとりまとめました。

5 頁

【町の再興】ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の再興

魅力あるふるさとと双葉町の再興に向けたまちづくりの基本的な考え方について整理。

●復興に向けた6つの目標

双葉町の復興に向けて6つの目標を実現するまちづくりを進めます。

●町の復興に向けた取組

6つの目標を実現する双葉町復興まちづくりに向けた取組を、町内復興拠点から計画的かつ段階的に進めます。

<復興に向けた6つの目標>

- 町民のきずなをつなげるまち
- ふるさとと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち
- 新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち
- 新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち
- 次代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまち
- 災害を克服し安全・安心に暮らせるまち

15 頁

【生活再建】町民一人一人の生活再建の実現

不自由な避難生活の改善と、自立した生活を再建し、健康的で生き生きとした生活を実現していくための取組について整理。

●不自由な避難生活の改善に向けた取組

町民一人一人の生活再建のため、住環境の改善や双葉町外拠点の整備に引き続き取り組みます。

●自立した生活の再建に向けた取組

町民の安心した生活を確保するため、生活再建支援、雇用の確保等に引き続き取り組みます。

●健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

町民のみなさんの健康的で生き生きとした生活実現のために、保健・医療・介護・福祉体制の確保、健康・生きがいをいづくりに取り組みます。



16 頁

【町民のきずな・結びつき】町民のきずなの維持・発展、ふるさとへの思いをつなぐ

町民のきずなを維持・発展させ、次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組について整理。

●町民のきずなの維持・発展に向けた取組

双葉町とのつながりを保ちながら、安心した生活を送れるようにするため、交流機会の確保や情報提供の充実化等に引き続き取り組みます。

●次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

双葉町を次世代に繋いでいくために、双葉町を担う人材の育成、教育環境の充実、ふるさとの荒廃防止、歴史・伝統・文化の継承、震災・事故の教訓の伝承等に取り組みます。



双葉町への帰還に向けて

帰還の基本的な考え方

避難指示の解除は帰町をする上での最低限の前提条件であり、町への帰還については、それぞれの事情を踏まえ、町民一人一人が自らの意志で最終判断をしていただくこととなります。町としても、町民一人一人の判断を尊重し、当面は帰町を迷っている方や二地域居住を選択されるという方を含め、双葉町に戻りたいとの思いがある方が最終的に帰町できるよう、粘り強く取り組みます。

また、今後、帰町に向け具体的な時期が見えてきた段階で、双葉町への帰還計画を別途作成いたします。

1. 帰還環境整備の進め方

- 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（原子力災害対策本部復興推進会議）」を踏まえ、平成29年度のなるべく早期に「帰還困難地域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想（全体構想）」と「復興拠点等を整備する計画（整備計画）」を作成し、国による計画の認定を求めます。

全体構想

- 双葉町に帰還可能な環境を早期に整備するため、町内全域の復興を同時に進めるのではなく、計画的かつ段階的に取組を推進します。
- まずは、放射線量の低減の状況を最大の基準とし、インフラ復旧状況等も踏まえつつ、町内を大きく二つに区分して取組を進めます。
- 低線量区域の中には、まずは当面5年程度で重点的に取り組む「復興拠点」を設定し、その整備計画を作成の上、国の早期認定を求めます。

整備計画

- 全体構想を踏まえ、双葉町の復興を効果的かつ着実に推進できる計画として策定します。
- 魅力ある住環境と産業基盤を兼ね備えた「復興拠点」の実現を目指し、震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を踏まえ、町の意向を最大限尊重して計画を認定するよう、国に強く求めます。

2. 避難指示の解除に関する基本的な考え方

- 次のような条件が達成された段階で、その時の科学的知見に基づき、地域の意向を十分に踏まえて進めるよう、国に求めます。

条件の例

① 帰還環境の整備

- 住宅の整備
- 電気、ガス、上下水道、交通、通信などの生活インフラの復旧
- 医療、小売などの生活関連サービスの提供開始 等

② 安全・安心の確保

- 地域の放射線量が十分に低くなっていること
- 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全が確保されていること
- 中間貯蔵施設の安全が確保されていること 等

3. 双葉町の避難指示解除準備区域（浜野・両竹地区）に関する考え方

- 双葉町の避難指示解除準備区域（浜野・両竹地区）の復興事業はすでに動き出しており、今後、双葉町の「働く拠点」として、帰還困難区域内の復興拠点に先駆けて整備が進みます。
- 浜野・両竹地区の「働く拠点」としての整備が進み、その避難指示が解除されれば、双葉町への人の流れの強化と、それに伴う町の復興加速化が大いに期待されます。
- 一方、津波被災地でもあるこの地区に、町として住宅を整備する計画は現時点ではなく、「働く拠点」としての整備により、避難住民の帰還環境が整ったと考えることは適切ではありません。
- この地区の避難指示解除については、自宅再建を希望する町民のご意向を踏まえつつ、地域住民が不当に不利な扱いを受けることの決してないよう、注意深く取り組む必要があります。

4. 帰還が可能となるまでの間における生活再建支援

- ふるさと双葉町から離れた生活を強いられる間、生活再建支援の延長・拡充等を国・県に強く求めます。

目標人口

町民と新たな住民を迎える双葉町内への目標人口を設定しました

10年後には、2,000人～3,000人

住民意向調査結果と中野地区復興産業拠点等で従事される就業者数の推計から目標人口を試算しました。

双葉町復興まちづくりの進め方イメージ

双葉町復興拠点の集中整備

震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を踏まえ、まずは当面5年程度に取り組む復興拠点を検討し、国の認定を求めます。国の認定後は、復興事業を集中的に推進します。

双葉町復興拠点の低線量区域への段階的な拡張

国の認定を受けた当初の復興拠点の整備の進捗状況等を踏まえ、復興拠点の区域を町内の低線量区域に徐々に拡張します。

双葉町全域の再興に向けた取組

現時点では高線量な区域を含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の再興が完全に果たされたとは言えません。双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国(※)や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえ、中長期的に取組を推進します。

※帰還困難区域の取扱いに関する考え方(抜粋)

(H28.8.31 原子力災害対策本部 復興推進会議)

たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

- 凡例1**
- JR常磐線
 - 双葉駅
 - 国道6号
 - 常磐自動車道
 - 小字
 - 中間貯蔵施設予定地
 - 避難指示解除準備区域

凡例2：空間線量率
 <at1m、H28.5測定>
 $\mu\text{Sv/h}$ (およそのmSv/y)

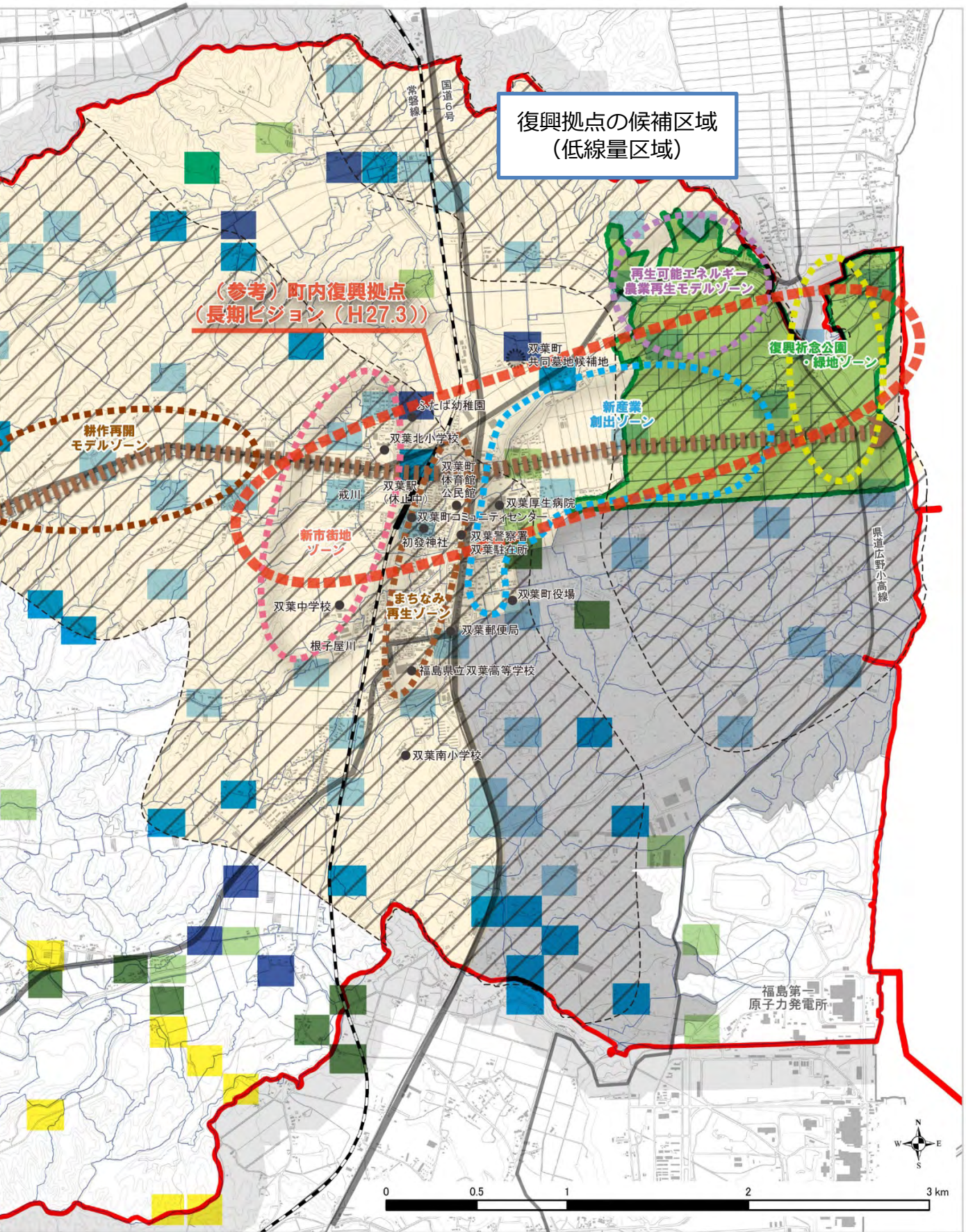
- <1 (<5)
- 1-2 (5-10)
- 2-3 (10-15)
- 3-4 (15-20)
- 4-5 (20-25)
- 5-10 (25-50)
- 10-20 (50-100)

復興拠点の候補区域 (低線量区域)

(参考)
 長期ビジョンの低線量区域
 H26.2時点の空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下の測定点を囲んだ概ねのエリアであり、空間線量率は場所により異なる。

中長期的な検討区域
 (高線量区域等)

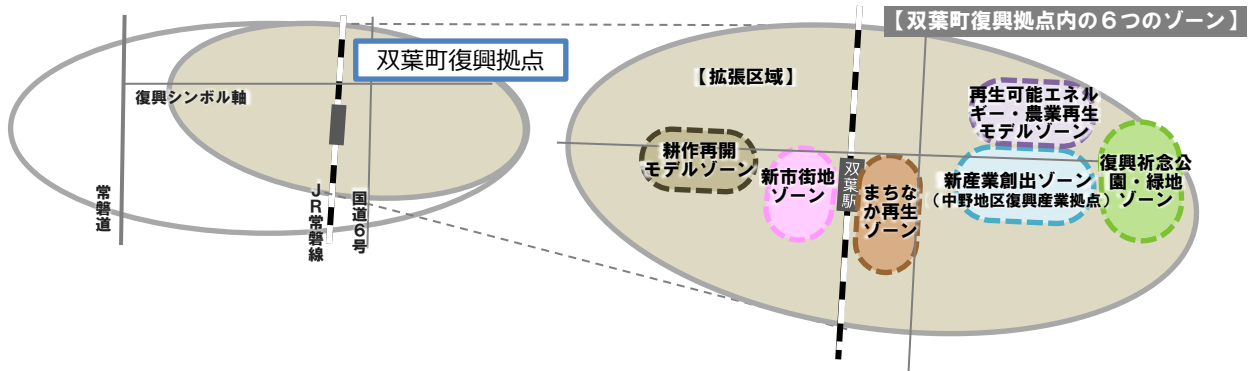
※()内は年間積算数量を試算。(但し、およその切の良い整数表示としている)
 積算は、屋内8時間、屋外16時間の滞在で、屋内は木造家屋(屋外の40%低減効果)とした試算とした。



双葉町復興拠点の整備に関する基本的な考え方

● 双葉町復興拠点の整備

- ・ 双葉町の中心市街地は、古くから町の中心であり、ふるさとを感じることができる大切な場所です。
- ・ 町の復興を実現するため、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」を創出し、「既存市街地の再生」と併せ、町の復興を牽引する「双葉町復興拠点」を整備します。



● 町内における段階的な取組の推進

次の3期に区分して、段階的な取組を進めます。



新産業：新産業創出ゾーン、再エネ：再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン、祈念公園：復興祈念公園・緑地ゾーン
新市街地・新市街地ゾーン、まちなか：まちなか再生ゾーン、耕作再開：耕作再開モデルゾーン

双葉町復興拠点における行政・民間協働の考え方

● まちづくり会社等を活用した、行政・民間協働による復興拠点の整備・活性化等

- ・ 双葉町の復興は、行政と民間の協働により町民の力を結集して進めていくことが必要不可欠です。
- ・ 町としても、復興拠点の整備・活性化等を推進する民間の担い手の組成を促すとともに、その支援を国・県にも求めながら、まちづくり会社等を活用した町民主体の復興まちづくりを積極的に推進します。

<活動の例>

○ソフト事業

イベント開催、防災・防犯活動、景観維持活動（除草・ごみ拾い等）、空き地・空き家情報の集約・発信、コミュニティ維持活動 等

○ハード事業

公的事業の実施、店舗の修補、農地保全 等

双葉町復興拠点の整備スケジュール（イメージ）

目安	～ H30年 (2018年)	～ H35年 (2023年)	～ (～将来)
	復興着手期	本格復興期	町再興期
	復興 IC、JR 常磐線開通		
新市街地ゾーン 復興公営住宅・分譲宅地の整備	計画・調査 除染 設計 都市計画決定 検討	造成工事 供用開始 設計 建築工事	供用開始
まちなか再生ゾーン	インフラ整備と除染の一体的実施 交流拠点整備		
新産業創出ゾーン (中野地区復興産業拠点) 産業交流センター(仮称) (県)アーカイブセンター	調査 設計 都市計画決定 インフラ(上下水道等)整備 検討	造成工事 設計・建築工事 建築工事 建築工事	施設一部開業 開設 開設
復興祈念公園・緑地ゾーン (県)海岸堤防・防災林 (県)復興祈念公園	「復興祈念公園」、「海岸堤防・海岸防災林」は県が主体となり整備を進めています 調査 計画・設計 整備工事 供用開始(防潮堤:平成30年頃、防災林:平成32年頃予定) 構想/整備工事/供用開始		
(県)復興シンボル軸	調査 測量 設計 都市計画決定	新設・改良工事	供用開始
共同墓地	除染 設計	造成工事	開設
再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン 再エネ発電拠点 水田再生活用拠点 次世代園芸ファルジ拠点	※実際の事業は個々の事業者の判断により、地権者との合意のもとで進めることとなります 計画・設計 農地転用手続き 調査・調整等(事業性、担い手)		
復興拠点内のその他の区域	拡張区域としての検討 インフラ整備と除染の一体的実施		
双葉町内における行政機能の確保	コミュニティセンター 中野地区復興産業拠点 JR双葉駅周辺 以下のいずれかに機能集約を検討 駅東(まちなか再生ゾーン)へ集約 駅西(新市街地ゾーン)へ集約 元の役場へ集約		

双葉町復興拠点の整備イメージ

双葉町復興拠点のまちづくりの基本的な考え方

- 魅力あるふるさと双葉町の再興に向けて、町の復興を牽引する新たな産業誘致を図り、雇用を生み出す「新たな産業・雇用の場」と帰還する町民と新たな町民が安心して快適な生活を送ることができる「新たな生活の場」の2つの核の形成を目指します。

新市街地ゾーン

- ・ **住環境整備**
町主導による復興・創生期間（～2020年度）における集中的な宅地造成とインフラ復旧
- ・ **住宅団地**
「帰還する町民用住宅（集合・戸建て）エリア」と「就業用住宅（集合）エリア」に区分

耕作再開モデルゾーン

再生可能エネルギー 農業再生モデルゾーン

新産業創出ゾーン （中野地区復興産業拠点）

復興シンボル軸

新市街地ゾーン

まちなか 再生ゾーン

まちなか再生ゾーン

- ・ **3つのまちなか交流拠点**
住宅整備に合わせ、「駅前交流拠点」、「歴史・文化交流拠点」、「沿道交流拠点」を整備
- ・ **3つの取組**
「景観保全と賑わい再生」、「空き地・空き家対策」、「幹線道路沿いの用地の有効活用」を推進



0 100 300 500m 1000m



再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

- ・再エネ発電拠点
効率的な営農が将来にわたって困難な農地を再生可能エネルギーによる拠点として活用（太陽光発電等）
- ・水田再生活用拠点
農地を活かした農業再生と原風景の回復（燃料作物や飼料用米の作付等）
- ・次世代園芸チャレンジ拠点
新しい農業・新たな産業創出（施設園芸、営農型太陽光発電等）

海岸堤防

- ・平成 30 年頃完成予定

海岸防災林

- ・平成 32 年頃完成予定

復興祈念公園

- ・平成 27 年 4 月に、双葉・浪江両町にまたがるエリアが予定地に決定
- ・具体的な計画区域は、今後、県を中心に検討

新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）

- ・インフラ整備（道路、下水道等）
平成 30 年頃完成予定
- ・産業・研究・業務施設・産学連携施設
平成 30 年頃一部供用開始予定
- ・アーカイブセンター、産業交流センター（仮称）
平成 32 年頃完成目標

凡例

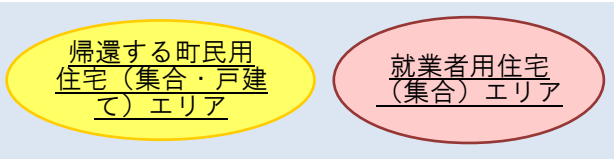
現道	
計画道路(整備)	
避難指示解除準備区域	

JR双葉駅周辺のまちづくりの基本的な考え方

- 平成31年(2019年)度末までの運転再開が計画されているJR常磐線・双葉駅を中心とした、生活拠点の整備を進めます。
- 特に「JR双葉駅西側・新市街地ゾーン」については、早期帰還を目指し、町主導により、住宅団地の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を優先的に推進します。
- 中野地区復興産業拠点をはじめとする「新産業創出ゾーン」と連携し、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を備えた、双葉町の復興の核の形成を目指します。

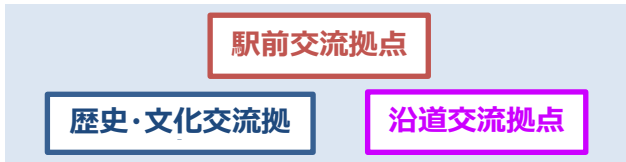
【住環境整備】

- 駅西・新市街地ゾーンにおいて、町主導により、復興・創生期間(~2020年度)における集中的な宅地造成とインフラ復旧を進め、住環境の整備を優先的に推進します。
- 住宅団地は、大きく、災害公営住宅等による「帰還する町民用住宅エリア」と、社員寮等による「就業者用住宅エリア」に区分し、整備を進めます。
- 「帰還する町民用住宅エリア」は、もともとこの地区に居住していた町民だけではなく、様々な理由により自宅に戻れない町民の受け皿となるよう、整備を進めます。



【3つのまちなか交流拠点】

- 住宅整備に合わせ、「駅前交流拠点」、「歴史・文化交流拠点」、「沿道交流拠点」の3つの交流拠点の整備に取り組みます。
- 特に「駅前交流拠点」の駅西側については、駅西・新市街地ゾーンの住民への生活関連サービス提供の拠点として、優先的に整備を進めます。
- また、3つの交流拠点をつなぐ動線として、JR双葉駅の東西を結ぶ自由通路をはじめとして、双葉町周辺の拠点を結ぶ道路環境を再整備します。



【3つの取組】

- まちなかの景観保全と賑わい再生**
住民・事業者・行政の協働により、旧道や前田川沿いを中心に、まちなかにおける双葉を感じる景観の保全と賑わいの再生を目指して取り組みます。
- 空き地・空き家対策の推進**
空き地・空き家情報の整理・発信や、空き地・空き家の有効活用に向けた検討に取り組みます。
- 幹線道路沿いの用地の有効活用**
広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いに、人の往来と周辺の施設環境を踏まえた施設の立地を目指して取り組みます。



就業者用住宅(集合)エリア
・就業者の受け皿となるよう、既存施設を活用しつつ、住宅団地(集合)を整備

帰還する町民用住宅(集合・戸建て)エリア
・早期帰還を希望する町民の受け皿となるよう、災害公営住宅や公的賃貸住宅(集合・戸建て)を整備
・自宅を失った等の理由により、復興拠点への帰還を希望する町民を対象に宅地を分譲

まちなかの景観保全と賑わい再生
住民・事業者・行政の協働により、既成市街地における双葉を感じる景観の保全と、まちなかの賑わい再生に向けた取組
景観の保全に向けた取組
・旧道のランドマーク的な施設の保全
・住民同意に基づく、緩やかなまちなみ保全
賑わいの再生に向けた取組
・ダルマ市等の伝統行事やイベントの再開
・商店の新規立地・再開、市場等の定期開催

駅前交流拠点

JR双葉駅の西側・東側の連携により、「町の新たな顔」となる賑わい空間を創出

駅西

官民複合施設を中心とした生活関連サービスの提供

- ・ 公共・公益・商業機能を備えた官民複合施設を整備し、生活関連サービスを先行的に提供
(例：医療施設、福祉施設、小売施設、交流施設、行政施設、宿泊施設 等)

駅東

「双葉町の新たな顔」の創出

- ・ 道路を含めた駅前空間の再整備 (例：循環バス、駐車場 等)
- ・ 町の賑わい創出に貢献する施設の立地の推進
(例：小売施設、飲食施設、娯楽施設、横丁 等)
- ・ ステーションプラザ双葉を活用した交流機能の確保
- ・ 東西の自由通行の確保 (例：エレベーター、店舗の併設 等)

この図は、今後5～10年程度かけて達成を目指していく最終的なイメージ図です。

今後、具体的な工程を整理し、当面の暫定的な施設配置の検討を含め、計画的に取り組を進めます。

沿道交流拠点

一団の町有地を活用し、公共・公益機能を集積・再配置することで、町に必要な機能の回復を図る

体育館・公民館周辺

- ・ 新たなニーズに応じた、公共・公益機能の集積・再配置
(例：行政機能、交流機能、医療機能、福祉機能、商業機能、健康増進機能 等)
- ・ 必要に応じ、土地の高度利用について検討

歴史・文化交流拠点

一団の公共・公益施設を活用しながら、町民や来訪者が集い、双葉の歴史や文化に触れられる空間や機能を回復

公共施設群

- ・ 公共施設の調査・補修
- ・ 新たなニーズに応じた、既存公共施設の有効活用
(例：町民グラウンドの一部の公園化、図書館・歴史民俗資料館の再編 等)
- ・ 旧道からのアクセス改善
- ・ 旧道と一体となった、双葉の歴史・文化を感じられる町民憩いの空間の形成

前田川沿いの景観再生

- ・ 前田川などの桜並木を保全再生して、まちの景観環境整備を推進
(例：遊歩道 等)

双葉町役場 (本庁舎)

有効活用を検討

幹線道路沿いの用地の有効活用

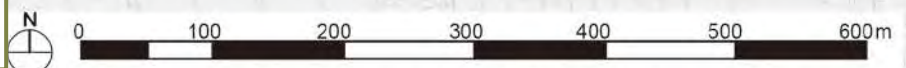
広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いの用地の有効活用に向けた取組

- ・ 広域的な人の往来と周辺の施設環境を踏まえた施設の立地を推進
(例：商業施設、飲食施設、宿泊施設、生活関連施設 等)

空き地・空き家対策の推進

- ・ 関係する地権者の意向の早期把握
- ・ 空き地・空き家情報の整理・発信
- ・ 空き地の整理・集約化による有効活用
(例：公営住宅、公的賃貸住宅)
- ・ 空き家の整理・有効活用の検討
(例：交流施設)

凡 例	
	公共施設
	主要幹線道路(現道)
	主要幹線道路(整備)
	幹線道路(現道)
	幹線道路(整備)



新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）
（「働く拠点」）整備方針

双葉町の「働く拠点」としての新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）には、事業再開や企業誘致の受け皿として、産業用地や共同事業所等を確保します。あわせて、就業者のサポート、復興祈念公園等への来訪者のサービス提供及び一時帰宅する町民に向けたサポートのため、復興シンボル軸や復興祈念公園の位置を考慮しながら、「産業交流センター（仮称）」を中心とした中核施設（アーカイブセンター、産学連携施設等）の誘致・整備を推進します。また、就業者等の憩いの場となる近隣公園を合わせて整備するとともに、花卉を植栽する等、景観に配慮します。

【産業・研究・業務施設】

- 民間企業に賃貸する産業用地
- 民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）

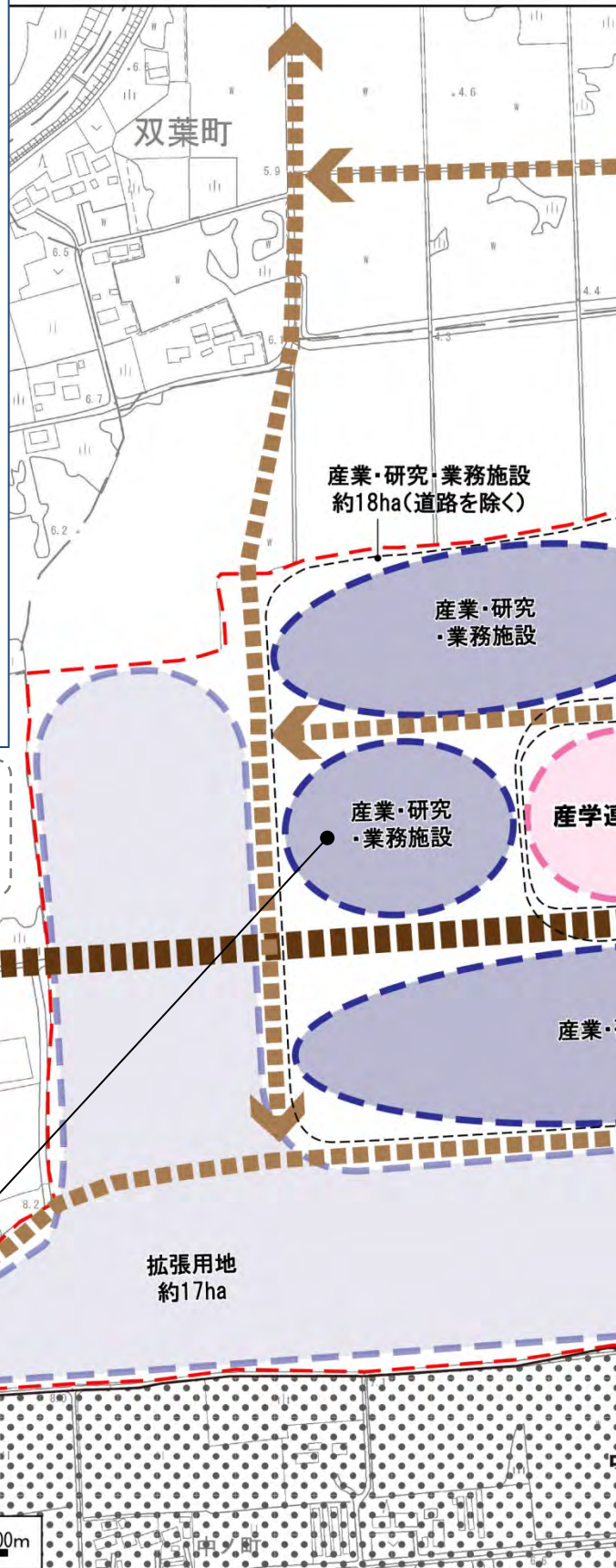
【中核施設】

- 産業交流センター（仮称）
- アーカイブセンター
- 産学連携施設

等

※拠点整備には国の交付金等を活用
※各施設の整備方針については図中に記載

- ・各施設の範囲は、大まかな概念を示したもの。
- ・各施設の配置は、現時点における周辺の土地利用予定を踏まえた大まかなもの。
- ・今後、地権者の方々の意向、立地事業者の動向、技術的観点等を踏まえた見直しが必要。



復興シンボル軸

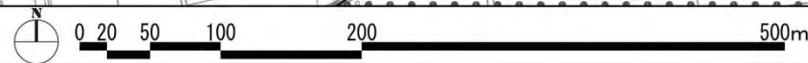
【産業・研究・業務施設】

<民間企業に賃貸する産業用地>

- ・福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図ることとし、そのための基盤整備（産業団地整備・インフラ整備等）を実施

<民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）>

- ・町内事業者の事業再開や新たな民間事業者の立地を支援するため、民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）の整備を推進
- ※施設には十分な駐車スペースを確保
- ※整備規模は具体的なニーズを踏まえて検討



【産業交流センター（仮称）】

- ・就業者を対象とした生活関連サービス（小売・飲食、救護等）や会議・研修の場を提供する等のための施設として、「産業交流センター（仮称）」の整備を推進
- ・町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設等としても活用を図り、快適な一時帰宅環境を実現
- ・また、復興祈念公園等への来訪者に対するサービス提供の拠点として活用し、アーカイブセンターとも連携しながら地場製品の販売や福島県の食材を活用した食事を提供する等により、産業振興・地域活性化を図る

（想定される機能）

- ・会議室・研究室、小売・飲食店舗、診療所、宿泊施設（短期賃貸住宅）、町民一時滞在施設、防災施設等

※津波被災地であるため、津波避難ビルの機能を併せ持つものとして、中層の建物を想定



産業交流センター（整備イメージ）

復興祈念公園

海岸堤防
海岸防災林

【アーカイブセンター】

- ・復興祈念公園の隣接地に、公園と連携した原発事故のアーカイブセンターの整備を推進
- ・震災・事故の記録・教訓等を広く国内外に発信する「学びの場」として、多くの人々が町に来訪し、交流できる環境を創出

復興祈念公園ゾーン
（復興祈念公園は当該ゾーンの一部に整備）

公益施設等
約11ha（道路を除く）

【産学連携施設】

- ・イノベーション・コースト構想の受け皿として、廃炉に係る技術者研修拠点、大学教育拠点、共同研究室など国際産学連携拠点の一翼を担う施設を誘致

凡例

中野地区復興産業拠点

現道

計画道路（整備）

※計画道路は、津波からの避難に配慮し配置



1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

町民一人一人の生活再建のため、住環境の改善や双葉町外拠点の整備に引き続き取り組めます。

■ 住環境の改善

① 仮設住宅・借り上げ住宅等の改善

- 条件緩和や環境改善
- 復興支援バスの運用継続と改善

② 住宅の確保とスムーズな転居

- 住宅・土地取得に関する支援
- 応急仮設住宅の解消に向けた取組（公営住宅等への入居支援など）

■ 双葉町外拠点の整備

① 双葉町外拠点の基本的な考え方

- 町民のコミュニティ拠点として活用
- いわき市・郡山市・南相馬市・白河市に県営の復興公営住宅を整備

② 双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅

- 勿来酒井地区復興公営住宅の整備
- 併設施設の整備



2. 自立した生活の再建に向けた取組

町民の安心した生活を確保するため、生活再建支援、雇用の確保等に引き続き取り組めます。

■ 生活の再建

① 生活再建に必要な支援の継続・拡充等

- 高速道路の無料化等、各種被災者支援制度の継続・拡充の要請
- 税等の減免措置の継続・拡充の要請

② 迅速・確実・十分な賠償

- 被害実態に即した賠償実施の要請
- 相談の対応

■ 事業活動支援と雇用の確保

① 事業活動支援

- 事業再開等支援
- 営農再開等支援

② 雇用の確保

- 就職相談・職業訓練等の体制確保



3. 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

町民のみなさんの健康的で生き生きとした生活実現のために、保健・医療・介護・福祉体制の確保、健康・生きがいづくりに取り組めます。

■ 保健・医療・介護・福祉体制の確保

① 長期的な健康管理体制の確保

- 受診体制・フォローアップ体制の確保
- 相談会・講演会等の開催

② 保健・医療・介護・福祉サービスの確保

- 人材の確保
- 避難先自治体との連携



■ 高齢者等の健康・生きがいづくり

① 健康維持の支援体制

- 各種団体や避難先自治体との連携
- サポートセンターの設置・安否確認システムの活用
- 心のケア支援プログラムの実施

② 介護予防等のための取組（趣味・生きがいづくり）

- 介護予防等に関する取組
- 趣味などのテーマ別の集いの企画等
- 生涯学習事業の実施
- 避難先住民との交流促進

町民のきずな・結びつき

町民のきずなを維持・発展させ、次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

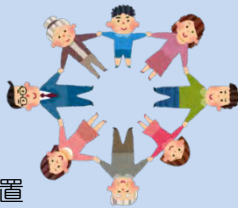
1. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

双葉町とのつながりを保ちながら、安心した生活を送れるようにするため、交流機会の確保や情報提供の充実化等に引き続き取り組めます。

■ 町民の交流機会の確保

① 交流活動への支援

- 交流組織の設立・運営支援
- 交流機会の創出



② 交流拠点の確保・活用

- 交流拠点施設等の運営・設置

■ 町からの情報提供の充実・円滑化

① 情報提供の充実化

- ニーズに沿った情報提供
- わかりやすい情報提供

② 情報発信の円滑化

- HP・ソーシャルメディア等の活用
- 広報誌等の充実

■ 双葉町外拠点の活用

① コミュニティ機能

- 集会所等の設置・活用
- 町外拠点を活用した交流活動支援

② その他の機能

- 医療施設等の設置・運用
- 役場事務所・支所等のあり方の検討

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

双葉町を次世代に繋いでいくために、双葉町を担う人材の育成、教育環境の充実、ふるさとの荒廃防止、歴史・伝統・文化の継承、震災・事故の教訓の伝承等に取り組めます。

■ 双葉町を担う次世代の育成

① 次世代リーダーの育成

- 人材の確保・育成
- NPO法人等の設立支援



② 子育て支援

- 子育て支援体制の確保
- 子育て世代の交流会

■ 教育環境の充実

① 魅力ある教育内容の推進

- 町独自の教育方針・教育内容・地域教育の推進
- スポーツ振興

② 子どもたちの教育環境・きずなの確保

- 安心して教育を受けられる環境整備
- 子どもたちのきずなの維持・学習支援等

■ ふるさとの荒廃の防止等

① ふるさとの現状調査・管理・保全等

- インフラ等の被害状況調査・復旧
- 倒壊建物の撤去・危険建物の応急修理・除却等
- 防犯・防火対策
- 環境保全・放射線量の低減

② 一時帰宅の改善

- 一時帰宅の利便性向上・安全性確保

③ 墓参への支援等

- 墓地の保全
- 新たな墓地の整備



■ 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承

① 歴史・伝統・文化の記録

- 文化財等の保存・管理
- 神楽等の伝統文化の記録



② 歴史・伝統・文化の継承

- 学校教育との連携・伝統行事開催等の支援

■ 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

① 震災・事故の教訓と復興の過程の記録

- アーカイブ化・記録誌の編纂 等

② 震災・事故の教訓と復興の過程の発信・伝承

- 震災・事故の経験や教訓・復興への取組を発信

復興の実現に向けて

■ 計画の推進体制と 進行管理

① 推進体制

- 町民が復興に参画できる体制の維持
- 全庁的な推進体制

② 進行管理

- PDCAサイクルの実施



■ 連携・協働

① 国・県・他自治体との連携

- 復興に必要な制度の拡充要請
- 人材・財政面での支援要請
- 広域連携による町の復興推進

② 町民との協働・民間活力の 積極的活用

- まちづくり会社を活用した関係者の連携
- 復興支援員制度の活用
- 学識者・専門家・企業の協力



■ 今後検討を進めるべき課題

① 帰町に向けたより具体的な取組

- 行政サービスの提供再開
- 生活関連サービスの提供再開
- 学校等の町の施設の再開方針の整理
- 帰還計画の作成 など

② 帰町を見合わせる町民への支援

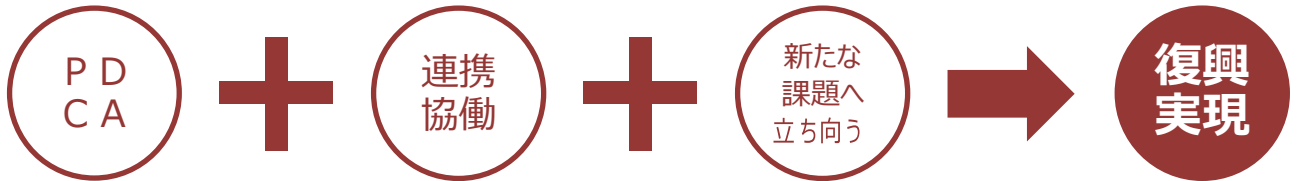
- 生活支援策等の検討
- 町外役場機能などの各種行政サービスの検討・調整

③ 復興に向けた新規転入者の受け入れ

- 双葉町の魅力づくりと情報発信
- 新規転入者支援策 など

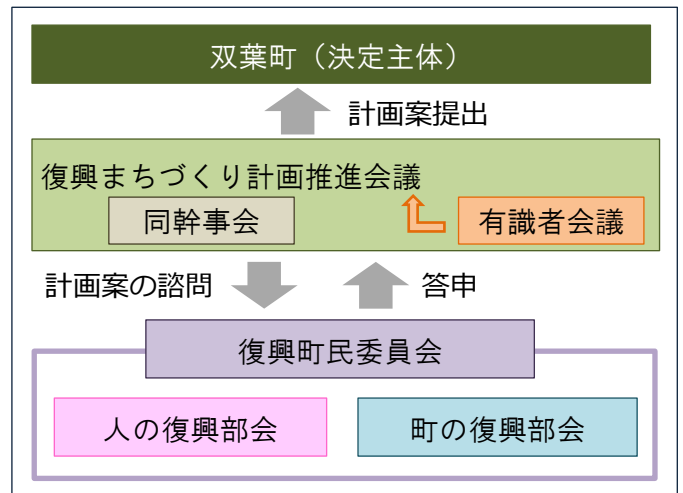
④ さらに復興加速化に向けた取組

- 町民参画のさらなる推進
- 自然エネルギーの活用と町全体のエネルギー使用の効率化 など



策定体制

双葉町復興まちづくり計画（第二次）は、町民のみならずより広くご意見やご提案をいただけるよう、「双葉町復興町民委員会」を組織し、計画案にご意見をいただきながら、作成いたしました。



図：策定体制

今後の計画の見直しについて

双葉町復興まちづくり計画（第二次）では、当面の5年間に特に焦点を当てながら、今後5～10年程度かけて中長期的に取り組む町の施策を取りまとめました。今後は、その後の双葉町の復興まちづくりの進捗や社会状況の変化を踏まえて、遅くとも策定から5年後を目途に計画の見直しを行い、町民の思いを受けながら、双葉町の復興まちづくりを粘り強く推進いたします。

住民意向調査結果概要

作成予定

※11/1 現在、結果集計中。

双葉町復興まちづくり計画（第二次）案ができるまで

復興町民委員会（平成28年6月、11月、12月：計3回、35名）

「人の復興部会」と「町の復興部会」に分かれ、各テーマについて議論し、本委員会で計画案を答申。

人の復興部会（平成28年7月、9月、10月：計3回）

第1回（7/26）：13名

私たちが希望を有する今後（5～10年後）の暮らしを考える

第2回（9/1）：11名

復興へ向けた具体的な取組について考えよう

・自立した生活の再建に向けた取組

・町民のきずなの維持・発展に向けた取組

・次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

第3回（7/26）：11名

帰還困難地区に関する政府方針を踏まえた今後の取組



町の復興部会（平成28年7月、9月、10月：計3回）

第1回（7/21）：21名（内、中学生2名）

JR双葉駅西側・新市街地ゾーンとJR双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備方針と整備イメージを考える

第2回（9/2）：17名

JR双葉駅周辺のまちづくりの具体的な取組について考えよう

第3回（7/26）：14名

帰還困難地区に関する政府方針を踏まえた今後の取組



復興まちづくりに関すること、計画案について広く町民意見を聴取。

若者意見聴取（平成28年7月、9月）

- グループインタビュー（合計39名）
 - ・「集まれ！ふたばっ子2016」（小中高生・保護者）
 - ・「夢ふたば人」（30～40代男性）
 - ・「ママサロン（加須市）」（40～50代女性）
- 個別インタビュー（3名）
 - ・30～40代子育て中の女性（いわき市・日立市）

住民意向調査（平成28年9～10月）

- 対象
 - ・全町民（〇〇世帯） ※回答率〇%
- 調査項目
 - ・震災前、避難先の状況
 - ・将来に関するご意向

復興まちづくり計画推進会議（平成28年6月、8月、9月、10月：計4回）*11月現在

復興まちづくり計画（第二次）に関する意見を集約し、計画案を作成。

若手職員中心の幹事会では各テーマを議論・提案、有識者会議では5名の学識委員が計画の妥当性を確認。

同幹事会（平成28年4月～11月（予定））

第3回（7/13）：28名

・JR双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備イメージ
・双葉町内における役場機能回復の在り方

第4回（8/1）：12名

・駅東・まちなか再生ゾーンの方向性について
・双葉町内における役場機能回復の在り方

第5回（8/4）：10名

・駅東・まちなか再生ゾーンの方向性について
・双葉町内における役場機能回復の在り方

第6回（9/26）：9名

・双葉町への帰還に向けた考え方について意見等
・避難指示解除に関する考え方
・避難生活が続く間、特に必要と考えられる生活再建支援
・その他機関に向けた課題の整理



有識者会議（平成28年7月、9月、10月：計3回）

第1回（7/15）：4名

・現地視察
・双葉町復興まちづくり計画（第二次）策定の留意点等について 他

都市計画分野専門会議（8/18）：3名

・幹事会から提出された駅東（まちなか再生ゾーン）の案について

・駅東の検討の方向性、想定される整備方針について
・駅西（新市街地ゾーン）の考え方

第2回（9/28）：5名

・双葉町への帰還に向けた取組方及び課題の整理について

・町民のために必要と考えられる避難先での生活再建支援について

第3回（10/27）：5名

・復興まちづくり計画（第二次）の骨子案について



（問い合わせ先）双葉町 いわき事務所 復興推進課 復興推進係
〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4
電話：0246-84-5200（代表） FAX：0246-84-5212